

(小学校) 外国語活動・外国語科

1 導入の趣旨・要点について

外国語活動	外国語科
○ 高学年から、段階的に文字を読むこと、書くことを加え、教科として系統性を持たせた指導を行うことを踏まえ、中学年から <u>聞くこと、話すこと</u> を中心とした <u>外国語活動</u> を導入し、 <u>外国語に慣れ親しませ、外国語学習への動機付けを高める。</u> (年35時間)	○ 中学年から、聞くこと、話すことを中心とした外国語活動を導入し、外国語に慣れ親しみ、外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年から <u>段階的に、文字を読むこと、書くことを加え、系統性を持たせた指導を行う教科</u> として位置づける。(年70時間)

2 目標について

外国語活動	外国語科
○ 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による <u>聞くこと、話すこと</u> の言語活動を通して、 <u>コミュニケーションを図る素地</u> となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	○ 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による <u>聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと</u> の言語活動を通して、 <u>コミュニケーションを図る基礎</u> となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

3 「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」について

【小中共通】

「外国語で表現し合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、状況を整理しながら考えを形成し、再構築すること」であると整理することができる。

4 内容についての主なポイント

【知識及び技能のポイント】

- ・ 中学年の外国語活動では、「言語や文化」とし、音声面が重視されているが、外国語科では、「言語の音声や文字などについて」と、文字を読むことや書くことを意識した内容になっている。
- ・ 外国語活動では、「話すこと」や「聞くこと」への慣れ親しみを中心とする内容であるが、外国語科では、基礎的な技能を身に付けるとし、定着させることを意識した内容になっている。
- ・ 外国語科では、「読むこと」「書くこと」については慣れ親しませることとし、外国語活動の指導をもとにした「話すこと」や「聞くこと」と、指導のレベルを区別している。

【思考力・判断力・表現力等のポイント】

- ・ 外国語活動、外国語科ともに、具体的な課題等の設定やコミュニケーションを行う目的や場面、状況などを明らかにした上で、必然性のある言語活動を行う必要がある。
- ・ 外国語科の「読むこと」「書くこと」の内容の取扱いについては、音声で十分慣れ親しんだ表現等を使う必要がある。

5 指導計画作成と内容の取扱いについての配慮事項について

【指導計画作成上の主な配慮事項】

外国語活動	○ 外国語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を用いて友達との関わりを大切にしたい体験的な言語活動を行う。
外国語科	○ 言語材料については、発達の段階に応じて、児童が受容するもの（聞いたり読んだりして分かればよい言語材料）と発信するもの（話したり、書いたりして表現するために使える言語材料）があることに留意して指導する。 ○ 文及び文構造の指導に当たっては、文法の用語や用法の指導に偏ることがないように配慮して、コミュニケーションの中での基本的な表現として、繰り返し触れることを通して指導する。

6 移行措置に係る留意事項等について

【教育課程等】

- (1) 移行期間中の外国語活動の授業時間は、中学年においては15単位時間、高学年においては、現在の外国語活動を15単位時間増加させた50単位時間とし、外国語活動及び外国語科の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとする。
- (2) 外国語活動の授業時数は、平成32年度から全面実施される新小学校学習指導要領に円滑に移行するために最低限必要となる内容について指導するためのものである。
- (3) 外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要のある場合には、総合的な学習の時間から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができる。（移行期間に限り講じる措置）
- (4) 各学校の判断により、移行期間中に新小学校学習指導要領に規定される外国語科及び外国語活動の授業時数及び内容を指導することは可能である。
- (5) 移行期間中指導すべき内容に対応した補助教材の配布を本年度中に予定している。

【学習評価】

- (1) 中学年における外国語教育に係る指導要録の取扱いについては、総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述することとする。また、数値による評価は行わないこととし、評定も行わないものとする。（高学年については引き続き現在の取扱いと同様とする。）

【留意事項】

- (1) 移行期間中の外国語教育の名称については、「外国語科」ではなく、中学年、高学年ともに「外国語活動」とする。
- (2) 移行期間中の外国語教育の実施時数については、中学年で15単位時間～35単位時間、高学年で50単位時間～70単位時間の範囲内であれば、各学校で実施時間を決定できることとする。
- (3) 総合的な学習の時間からの振り替えを行うか否か、また、その振替を実施する場合の時数を何時間にするかについては、各学校の判断によることとする。
- (4) 高学年については、従来の外国語活動の内容を必ずしも、35単位時間扱う必要はない。ただし、「外国語への慣れ親しみ」の観点から30単位時間程度は扱うこととする。
 (例) 高学年の外国語教育の授業時数 50単位時間の場合
 (外国語活動の内容30単位時間＋外国語科の内容20単位時間)
- (5) 平成30年度の4年生については、3年生の内容を学習していないため、高学年への接続の観点から、外国語活動の3、4年生の内容を精選して、平成30年度中に取り扱うこととする。
- (6) 平成30年度の6年生については、5年生の内容を学習していないため、中学校への接続の観点から、外国語科の5、6年生の内容を精選して、平成30年度中に取り扱うこととする。
 ※ 特に、複式学級において、A年度、B年度の二本案による指導を行う場合は、中学校への接続の観点から、平成30年度に6年生の外国語科の内容を必ず取り扱うこととする。
 ※ (1)～(3)については、中学校との連携の関係から、同一市町村内、少なくとも同一中学校区内では統一することが望ましい。